

1.地方教育行政制度の改革の系譜

(1) 1990年代まで

「地方自治の本旨」と教育行政の特例的しくみと権限関係
県費負担教職員制度←機関委任事務←教育を受ける権利保障

(2) 2000年代

※その背景

地方分権改革と教育行政制度改革と地方分権推進委員会、中央教育審議会による、**経済社会の変化により規制緩和と国・地方関係見直しを通じた多様な行政システムの構築**

※その展開

- 1998年 中教審答申「**今後の地方教育行政の在り方について**」
規制緩和・権限見直しに基づく地方や学校の裁量拡大
→学校の自主性・自律性を担保
- 1999年 **地方分権一括法**
(2001年義務定数法改正2002年構造改革特別区域法へ)
- 2004年 地方教育行政法改正学校運営協議会制度導入
- 2005年 中教審「**新しい時代の義務教育を創造する**」→役割再構築
- 2006年 教育基本法改正
- 2007年 地方教育行政法等改正全国学力・学習状況調査開始
- 2008年 教育振興基本計画小・中学校学習指導要領改訂

*2000年代改革のポイント

①制度改革の構図

国・地方の関係見直し

②学校経営の環境整備(学校管理規則の見直し等)

→近年の教育行政制度改革の特質—政策(その実施手法)の選択にか
かる**地方の裁量性**への端緒

③各教育委員会での対応を振り返る

特に2007年 法改正への対応・管理・執行事項明確化、地域の教育施策立案と点検評価等。

(3)2010年代 ～ (第二次安倍政権)の地方教育行政改革

※その背景

- ・ **教育問題(いじめ等)**への教育委員会の対応適切性が問われる事態
- ・ 当時の教育委員会制度(合議制の執行機関・教育行政の責任者)の機能の課題性の議論

(2009年からの民主党連立政権における地方教育行政改革を経て)

※その展開

※2012年政権交代以後の中央教育審議会の性質の変化

2013年2月 教育再生実行会議第一次提言(いじめ問題等)

2013年4月 教育再生実行会議第二次提言(教育委員会制度の再考)

2013年12月 中央教育審議会答申

「今後の地方教育行政の在り方について」

2014年6月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正法成立
(教育委員会制度再編)

2014年8月 教育再生実行会議第五次提言(学制等の在り方)

2015年6月 学校教育法改正法等成立(義務教育学校の創設)

2015年12月 **中央教育審議会三答申**

(チーム学校、地域連携協働、教員力量形成)

2016年12月 教育公務員特例法等改正

(任命権者の教員育成指標の策定等)

2017年3月 学校教育法改正法成立(事務職員職務規定)

地方教育行政法改正法等成立(学校運営協議会設置努力義務化)

次期幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の公示

2010年代改革のポイント

①教育委員会制度の再編※教育委員会は執行機関として維持

②**国・都道府県・市町村の役割分担と相互関係**

③次期学習指導要領への移行を見据えた準備

・ 学習指導要領改訂と関連諸改革の連動性(後掲)

・ 「生きる加「確かな学力」(資質・能力)育成の徹底

(知識及び技能/思考力・判断力・表現力/学びに向かう力・人間性)

2.教育行政の今日的課題

(加藤個人として、地方教育行政改革の文脈変化を意識すれば・・・)

*最近の教育政策過程の特質(連動化・スピードアップ)と地方教育行政への影響

*教育再生実行会議と10次の提言→中央教育審議会の中の質的变化

(1)まず、次期学習指導要領の改訂と関連諸施策への対応

次期学習指導要領改訂と連動する諸施策

- ・ 教員:「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上」
- ・ **学校・地域社会関係**
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた連携・協働」
「**学校運営協議会**」の設置努力義務化
- ・ 学校組織:「チームとしての学校」像への転換+働き方改革
- ・ 学校制度:「義務教育学校」制度の地方分権の「切り口」

(2)次に、地方の自律性、創意工夫に基づく教育行政体制確立

と合議制委員会の役割の変化要望

喫緊の課題を中心とした国の論理・モードの変容

- ・ **自律的・機動的な地方教育行政の一層の実現**
地域の教育課題・学力育成目標の明確化と施策選択一検証の質的向上、学校・保護者の理解の増進
- ・ 委員会会議体の機能化、首長との連携、
- ・ 全国学力・学習状況調査(きめ細かな調査)の活用、
- ・ 裁量拡大(人事等)の活用
- ・ 学校管理規則の見直し(学校への権限委譲)・学校経営の環境整備・支援とネットワーク化
- ・ 2000年前後からの教育アカウンタビリティ体制

(3)続いて、「チームとしての学校」の具現化へ

2015年12月中教審答申

「**チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について**」

*従来制度は「個業」中心型の組織運営(小学校学級担任制等)

*制度改革の方向性 2017年学校教育法・同施行規則改正

- ・ 専門スタッフの法的位置づけ:SC・SSW・部活動支援員等(地域学校協働活動推進員)
- ・ 学校の指導・運営体制充実
- ・ 基礎定数の見直し(障がい・日本語能力)での教職員定数標準の改正
- ・ 制度動機の輻湊性

「**チーム学校**」政策として「人的資源の確保」「教員の負担軽減」

「学校の高度な問題解決(カリキュラム・マネジメントを含む)」の並列な動機が混在(アメリカからの輸入?)

- ・「チーム学校」のコスト:異なる職間の調整・協働の調整コスト
- ・学校の実態・規模・成長段階における望ましい組織運営の多様性
- ・市町村における所管学校の課題、不具合の検証
→チーム化の独自論理(個別解)構築
- ・丁寧な施策の構成(配置施策+補強の取組)
ex.ある市での事務職員・教諭合同研修
- ・学校の創意ある問題解決にかかる教育委員会の学校支援

(4)さらに、「地域とともにある学校づくり」への支援

2015年12月中教審答申

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

*従来制度は

- ・地域の教育資源の学校教育への活用(兵庫型体験教育等)
- ・地域が学校に関わる全国制度の学校評議員制度
- ・学校運営協議会制度(運営基本方針、任用意見提出)コミスク
- ・学校支援地域本部(学校の求めに応じた支援体制を構築)
ex.兵庫県の兵庫型体験教育ーオープンスクール

(実は、これまでの連携・協働は基本的に「学校に向かう」ベクトル 学校向きベクトル→地域創成ベクトル)

*制度改革の方向性(2017年地方教育行政法等改正)

- ・教委所管公立学校における「学校運営協議会」設置(コミスク)の努力義務化
- ・地域学校協働活動(学校運営協議会制度の変化)体制、地域学校協働活動推進員規定

※当面「学校運営協議会」の地域版運用を認める方向性(全公立校コミスク化の前提で)学校運営

協議会制度の改革検討(任用意見の運用弾力化、複数校に一協議会等)

学校向きベクトル→地域創成ベクトル追加

イベント重視(資源活用)

→学校での子供像(目標)共有・関係者間の協働を重視

- ・地方分権のモードの変容

2011コミスク数値目標化、

2017学校運営協議会設置努力義務化

(5)そして、教員の資格・力量形成の一体改革の地方教育行政の対応

2015年12月中教審答申

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」